

令和6年9月石川県奥能登地域の豪雨被害に関する 緊急決議

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められるなか、同年9月21日からの記録的な豪雨により、石川県奥能登の被災地域を中心に、河川の氾濫、土砂崩れが広範囲に発生し、尊い人命が失われたほか、住宅の流出や浸水をはじめ、道路や上下水道、農地などに、壊滅的な被害が生じている。

こうした中、被災自治体では、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところではあるが、今回の災害は、極めて異例な複合災害であり、被災地の住民が一日も早く日常生活を取り戻すためには、国による更なる支援が不可欠である。

よって、国においては、この豪雨災害を、令和6年能登半島地震との一体的な災害として取扱うとともに、次の事項について、手厚い措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 今般の豪雨被害について、令和6年能登半島地震からの復旧途上の災害であり、未曾有の被害が生じていることから、被災自治体を実施する災害復旧事業等への財政支援を強化するため、激甚災害（本激）の指定を早急かつ確実に行うこと。また、これまでの枠にとらわれない法令等の弾力的な運用により、被災地の速やかな復旧と住民生活の安定を図ること。
- 2 河川氾濫や、大規模な土石流、地すべりにより甚大な被害が多数発生していることから、国の権限代行などにより、道路、河川、上下水道施設、通信設備をはじめインフラ施設の早期かつ抜本的な復旧を図ること。
- 3 道路、河川、海岸、民有がけ地の崩土・流木等の撤去に対する支援や、被災自治体を実施する民有がけ地の応急復旧に対する支援を拡充すること。また、被災者の負担軽減を図るため、民有地内に堆積した土砂等について、公共土木施設の災害復旧に併せ、一体的に撤去できるよう必要な措置を講じること。

- 4 災害復旧事業の迅速かつ確実な実施に向けて、公共土木施設等の災害査定について、地震の査定との一体的な実施など、簡素化・円滑化を図ること。また、災害復旧や被災者支援等に係る幅広い財政需要に対し、国庫補助制度の創設・拡充等により手厚い財政措置を講じるとともに、各種事業が迅速かつ着実に執行できるよう、復旧工事等を担う技術職員の派遣や事業者の確保を含め各被災自治体との連携体制の強化を図ること。
- 5 被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、地震による廃棄物と豪雨災害による廃棄物を区別せず、保管や運搬、処理ができるよう、一体的な災害として取り扱うとともに、仮置場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等についての支援を行うこと。さらに、公費解体の対象を半壊以上とし、令和6年能登半島地震と同水準の財政措置を講じること。
- 6 被災者への福祉的サポートや心のケアを強化するため、看護師や相談員の派遣などサポート体制の充実を図ること。また、被害認定にあたっては、今回の豪雨災害の被害の程度に加え、令和6年能登半島地震の被害認定の結果を考慮した手厚い認定とするとともに、地域福祉推進支援臨時特例給付金について、今回の豪雨災害の被災者にも適用すること。
- 7 令和6年能登半島地震で適用された雇用調整助成金の特例措置について、支給期間及び支給日数を延長するとともに、今回の豪雨で被災した事業者を対象とすること。また、農林水産業機械・施設等の復旧に対する十分な財政支援措置を講じること。
- 8 仮設住宅の多くが浸水し、被害を受けたことから、被災者の安全・安心な住まいを確保するため、浸水想定地域に建設された仮設住宅の入居者が、他の仮設住宅等へ移動できるよう、特段の措置を講じるとともに、被害を受けた仮設住宅の復旧・再建に際し、特段の支援を講じること。また、災害公営住宅の整備について、被災自治体は一層厳しい財政状況が予想されることから、建設に対する標準建設費の嵩上げや、敷地整備費を補助対象とするなど、財政支援を拡充すること。

9 被災者生活再建制度の加算支援金や住宅の応急修理制度については、令和6年能登半島地震による補修や応急修理に着手・完了していない住宅についても、地震災害及び豪雨災害の両被害に対してそれぞれ適用すること。

以上 決議する。

令和6年10月11日

第185回北信越市長会総会